

令和5年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第1日）

1. 出席議員（10名）

1番	白水祥太郎	2番	迫賢二
3番	真鍋昭洋	4番	田中夏代子
5番	内野明浩	6番	野口明美
7番	吉永直子	8番	壽福正勝
9番	金堂清之	10番	上野彰

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（9名）

企業長	武末茂喜	副企業長	井上澄和
参与	小原博	参与	佐々木康広
局長	安藤敏洋	総務課長	村田直人
浄水課長	光野吉成	施設課長	藤野哲
料金課長	中島勝巳		

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	山川誠治	書記	深江孝允
書記	古賀大裕		

5. 議事日程第1号

日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 議案第1号から議案第12号の上程、提案理由の説明
日程第5 議員提出議案第1号の上程、提案理由の説明

6. 会議に付した事件名

議案第1号 春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号 春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号 春日那珂川水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

- 議案第5号 春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 春日那珂川水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 春日那珂川水道企業団職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第8号 春日那珂川水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 議案第9号 春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第11号 令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第12号 令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について
- 議員提出
議案第1号 春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

開会 14時00分

○金堂議長 皆さんこんにちは。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで御報告申し上げます。

当企業団議員でありました川崎英彦議員が令和4年12月31日をもって議員辞職をいたしましたことに伴い、本年1月10日に開催されました春日市臨時会において、春日那珂川水道企業団議員に内野明浩議員が選出されております。また、内野議員につきましては、春日那珂川水道企業団議会委員会条例第4条の規定に基づき、議会運営委員会委員に指名いたしましたので、御報告申し上げます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、議席の指定を議題といたします。

今回新たに企業団議員に選出されました内野明浩議員の議席について、春日那珂川水道企業団議会申合せ事項により、議長において5番に指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金堂議長 御異議ないものと認め、内野明浩議員の議席を5番に指定いたします。

それでは、新たに企業団議員に選出されました内野明浩議員より一言お願いいたします。

○内野議員 皆さんこんにちは。

5番内野明浩でございます。

このたび春日那珂川水道企業団の議員の一員として選出されました。限りある期間ではございますけども、しっかりとやらせていただきますので、どうぞよろしく願います。

以上です。

○金堂議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

5番内野明浩議員、6番野口明美議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期は、本日、明日の2日間と決定したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金堂議長 御異議なしと認めます。よって、今次定例会の会期は、本日、明日の2日間と決定いたしました。

日程第4、今次定例会に提出されております議案第1号から議案第12号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

武末企業長。

○武末企業長 皆さんこんにちは。

本日、ここに令和5年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本日提出いたしております議案は、議案第1号から議案第12号までの12件でございます。

議案第1号春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第7号春日那珂川水道企業団職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてまでの7件につきましては、国家公務員に準じ職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い必要な事項を定めるため、所要の規定の整備を図るものでございます。

議案第8号春日那珂川水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてにつきましては、職員の定年の引上げを踏まえ、高齢期の職員の多様な働き方に対応するため、高齢者部分休業制度を導入するものでございます。

議案第9号春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、当企業団の監査委員報酬について、代表監査委員と監査委員では権限及び責任が異なるものの報酬額が同額であるため見直しを行うもの、また春日那珂川水道企業団個人情報保護審議会委員に対する報酬額を定めるものです。

議案第10号春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてにつきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、新たに条例を定めるものでございます。

議案第11号令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的収入におきましては、修理負担金、加入負担金、長期前受金戻入の減額、他会計

補助金、受取利息、平田台ポンプ場跡地売却に伴う売却益の増額により、265万円を増額するものです。

収益的支出におきましては、メーター取替えに伴う委託料、貸倒引当金繰入額、減価償却費、資産減耗費の減額、電気料金の高騰による動力費、給与の見直しに伴う人件費、消費税及び地方消費税の増額により、48万円を増額するものです。

資本的収入におきましては、消火栓工事に伴う工事負担金の減額、平田台ポンプ場跡地の売却に伴う固定資産売却代金の増額により、7万円を増額するものです。

資本的支出におきましては、水源、浄水場や配水管整備、庁舎整備に係る工事請負費、量水器の出庫減等に伴う諸設備費の減額により、2億260万3,000円を減額するものです。

議案第12号令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算についてでございます。

水道事業収益の総額は30億8,315万9,000円で、前年度と比較しますと営業収益、営業外収益ともに減収となっており、前年度比約1.2%の減額となります。

水道事業費用の総額は28億6,315万円で、主には減価償却費や資産減耗費の減額、動力費や委託料、施設の補修に係る修繕費の増額により、前年度比約0.7%の増額となります。

収益的収支の結果、令和5年度の税抜後純利益は1億4,091万7,000円となります。

次に、資本的収入の総額は3億9,410万2,000円で、工事負担金、国庫補助金及び出資金の増額により、前年度比約6.5%の増額となります。

資本的支出の総額は14億9,227万4,000円で、主には浄水場関連の委託料や工事請負費の増額、配水管布設替工事等に伴う委託料や工事請負費の減額により、前年度比約0.3%の減額となります。

その結果、資本的収支の不足額は10億9,817万2,000円となり、内部留保資金等で補填いたします。

上程いたしました議案は、いずれも水道事業運営上、極めて重要な案件でございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長から補足説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○金堂議長 企業長による提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を求めます。

村田総務課長。

○村田総務課長 総務課長の村田でございます。

私からは議案第1号から議案第12号までについて補足説明をさせていただきます。

まず、議案第1号春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第7号春日那珂川水道企業団職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてにつきましては、国家公務員に準じ、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制、その他の必要な事項について定めるものでございます。

続きまして、議案第8号春日那珂川水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてでございます。

これは、職員の定年の引上げを踏まえ、高齢期の職員の多様な働き方に対応するため高齢者部分休業制度を導入するもので、当企業団では55歳に達した職員が対象となっております。

○金堂議長 村田課長、議案を説明するときはページ数を言うてください。

○村田総務課長 はい、分かりました。

それでは、議案第9号になります。ページ数は47ページとなります。

議案第9号春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、当企業団における代表監査委員及び監査委員について、権限及び責任が異なるため、代表監査委員の報酬額を月額2万8,000円とするものです。また、議案第10号で出てまいりますが、個人情報保護審議会委員の報酬を日額6,500円と新たに定めるものでございます。

続きまして、議案第10号です。50ページを御覧ください。

議案第10号春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

これは、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い新たに条例を定めるもので、今後は全国共通のルールで対応することとなっております。

続きまして、議案第11号令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

85ページを御覧ください。

A3横の令和4年度補正予算（第2号）と題した資料をつけております。こちらにより説明を行います。

上段が収益的収入及び支出、下段が資本的収入及び支出となっております。それぞれ左側が収入、右側が支出となっております。

まず、上段の収益的収入及び支出についてでございます。

収入予算額。水道事業収益において、265万円の増額補正を予定しております。

内訳につきましては、営業収益においてはその他営業収益179万円の減額補正、これは修理負担金とその間接経費の減額によるものでございます。

営業外収益においては、加入負担金458万円の減額補正、他会計補助金43万円の増額補正、長期前受金戻入1,219万円の減額補正、その他営業外収益385万円の増額補正、こちらは受取利息等の増額によるものでございます。

特別利益、固定資産売却益1,693万円の増額補正、これは平田台ポンプ場跡地の売却によるものでございます。

次に、右側の支出予算額でございます。

水道事業費用においては、48万円の増額補正を予定しております。

営業費用の原水及び浄水費1,109万円の増額補正、動力費の増額によるものでございます。

配水及び給水費1,105万円の減額補正、委託料、負担金の減額によるものでございます。

業務費134万円の減額補正、貸倒引当金繰入額の減額によるものでございます。

総係費280万8,000円の増額補正、人件費の増額によるものでございます。

減価償却費228万円の減額補正、資産減耗費1,649万円の減額補正でございます。

これらの収支によりまして、営業外費用、消費税及び地方消費税は1,774万2,000円の増額補正となっております。

枠外のほうを御覧ください。

収益的収支。収益的収入31億2,430万9,000円、収益的支出28億4,483万2,000円、収支差引き額2億7,947万7,000円、税抜後の純利益は2億1,899万3,000円となり、既決予定額との差額は2,003万1,000円の増となります。

続きまして、下段の資本的収入及び支出についてでございます。

収入予算額。資本的収入において、7万円の増額補正を予定しております。

工事負担金50万円の減額補正、消火栓設置工事の減によるものでございます。

固定資産売却代金57万円の増額補正、平田台ポンプ場跡地の売却によるものでございます。

次に、右側の支出予算額でございます。

資本的支出において、2億260万3,000円の減額補正を予定しております。

建設改良費のうち水源・浄水場施設整備費4,777万3,000円の減額補正、委託料、工事請負費の減額が主なものでございます。

配水施設整備費1億2,702万円の減額補正、委託料、工事請負費の減額が主なものでございます。

庁舎及び関連設備整備費1,936万円の減額補正、工事請負費の減額によるものでございます。

諸設備費845万円の減額補正、量水器の出庫数の減が主なものでございます。

枠外を御覧ください。

資本的収支。資本的収入3億7,009万2,000円、資本的支出12億9,724万1,000円、差し引きますと、9億2,714万9,000円の不足が生じております。これにつきましては、その下に記載しております消費税資本的収支調整額5,981万1,000円、建設改良積立金2億円、過年度損益勘定留保資金6億6,733万8,000円で補填をいたします。

続きまして、議案第12号令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算についてでございます。

122ページを御覧ください。

A3横の令和5年度当初予算と題した資料をつけております。こちらにより説明をいたします。

こちら、議案第11号の補正予算と同じく、上段が収益的収入及び支出、下段が資本的収入及び支出となっており、それぞれ左側が収入、右側が支出となっております。

まず、上段の収益的収入及び支出でございます。

水道事業収益の予算額は30億8,315万9,000円となっております。

内訳としましては、営業収益の給水収益25億5,067万2,000円、水道料金収入でございます。

その他営業収益1億300万8,000円、下水道賦課徴収委託料等の収入でございます。

次に、営業外収益でございます。

加入負担金1億3,879万3,000円、給水装置工事の申込みの際に収納するものでございます。

他会計補助金332万2,000円、福岡地区水道企業団へ支払う費用などで、構成団体からの収入となります。

長期前受金戻入2億7,033万5,000円、これは国庫補助金、負担金等で取得しました資産の減価償却費に相当する金額を計上しております。

その他営業外収益1,702万9,000円、これは受取利息等の収入でございます。

次に、右側の水道事業費用でございます。

水道事業費用の予算額は28億6,315万円となっております。

営業費用の原水及び浄水費 5億5,362万7,000円、これは浄水場に関する経費でございます。

配水及び給水費 1億5,791万4,000円、これは配水池から各使用者へ水を送るための経費でございます。

業務費8,220万円、料金徴収に係る経費でございます。

総係費 4億1,408万6,000円、企業団の全般的な管理事務を行うための経費でございます。

議会費456万4,000円、監査費71万8,000円となっております。

続きまして、受水費 5億27万4,000円、福岡地区水道企業団からの受水に係る費用でございます。

減価償却費 9億9,005万1,000円、資産の減価償却に伴う費用でございます。

資産減耗費2,174万3,000円、管路更新などによる除却資産の残存価格でございます。

続きまして、営業外費用です。

補助金106万6,000円、福岡地区水道企業団へ支出するものでございます。

支払利息7,308万4,000円、企業債の償還利息でございます。

消費税及び地方消費税5,250万5,000円、雑支出131万8,000円、過年度の水道料金還付支払い等でございます。

予備費は1,000万円としております。

以上が収益的収入及び支出でございます。

枠外を御覧ください。

収益的収支。収益的収入30億8,315万9,000円、収益的支出28億6,315万円、収支差引きは 2億2,000万9,000円、税抜後の純利益は 1億4,091万7,000円となっております。

続きまして、下段の資本的収入及び支出でございます。

資本的収入の予算額は 3億9,410万2,000円となります。

内訳としましては、企業債 3億円、工事負担金1,075万3,000円、これは消火栓の設置工事等に伴う収入でございます。

国庫補助金792万2,000円、埋金浄水場の耐震化事業による収入でございます。

一般会計出資金7,542万7,000円、福岡地区水道企業団への出資と埋金浄水場の耐震化事業によるもので、構成団体からの収入でございます。

次に、右側の資本的支出でございます。

資本的支出の予算額は14億9,227万4,000円となっております。

建設改良費のうち水源・浄水場施設整備費 2億4,097万4,000円、浄水場施設の更新等に要するものでございます。

配水施設整備費 6億2,311万円、配水管などの管路整備に要するものでございます。

諸設備費5,202万8,000円、水道メーター出庫、有形固定資産購入に要するものでございます。

企業債償還金 5億167万7,000円、企業債の償還元金でございます。

投資6,948万5,000円、福岡地区水道企業団へ出資するものでございます。

予備費500万円でございます。

枠外右側を御覧ください。

資本的収支。資本的収入 3億9,410万2,000円、資本的支出14億9,227万4,000円となり、収支差引は10億9,817万2,000円の不足額が生じます。

この不足額につきましては、その下に記載しております消費税資本的収支調整額 7,780万円、過年度損益勘定留保資金 8億7,021万2,000円、当年度損益勘定留保資金 1億5,016万円で補填をいたします。

以上で補足説明を終わります。

○金堂議長 これにて提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

日程第5、議員提出議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野口議会運営委員会委員長。

○野口議員 議員提出議案第1号春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございます。

提案理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、春日那珂川水道企業団議会における個人情報保護に関する制度について新たに条例を制定する必要性が生じたことから、今次定例会に上程し、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○金堂議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日午後2時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 14時31分